



令和4年5月26日

各 位

会社名 日東ベスト株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塚田 莊一郎  
(コード番号：2877 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役経理部長 小 関 徹  
(TEL. 0237-86-2100)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、令和4年6月24日開催予定の第84期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1号ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 前各号の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 業務執行取締役等ではない取締役および監査役について、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条(取締役の責任免除)および第38条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。  
なお、現行定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	令和4年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日	令和4年6月24日(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条（条文省略）</p> <p><u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第16条～第27条（条文省略）</p> <p>第28条（取締役の責任免除）          当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。          2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第37条（条文省略）</p>	<p>第1条～第14条（現行のとおり）</p> <p>（削除）</p> <p><u>第15条（電子提供措置等）</u>          当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u>          2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第27条（現行のとおり）</p> <p>第28条（取締役の責任免除）          当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。          2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第37条（現行のとおり）</p>

第 38 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 39 条～第 43 条（条文省略）

（新設）

第 38 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 39 条～第 43 条（現行のとおり）

（附則）

第 1 条（電子提供措置等に関する経過措置）

変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、令和 4 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和 5 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。

- 3 本附則は、令和 5 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。